

	第16回 定例総会議事録
1. 日 時	令和7年7月11日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
13名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
1名	7番 長尾 栄作
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第16回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第16回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	それでは、議事録署名委員に4番齊藤委員さん、10番釘宮委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。 では、議案の審議に入ります。 まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、野津原市民センターから南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモ、大豆を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.5haとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、植田小学校から南西へ約820mの距離に位置した農地であり、現地はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてクリを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約

議長	6.8a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地はカキ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてザクロを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、ユンボと耕うん機を各2台、トラクターと運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.1ha となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ次の4番は、関連する25ページ 第3号議案 非農地証明願 2番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	25ページをご覧ください。今回、非農地証明願の申請者と同一世帯の息子さんから3条許可申請が出ておりますが、申請者が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に

議長	抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。 25ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は2003年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から東へ約250m の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、25ページ 2番について採決します。 25ページ 2番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、25ページ 2番は非農地決定します。 戻りまして、2ページ 4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、横瀬小学校から東へ約350m の距離に位置した農地であり、現地はサトイモ、カキ、キクイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクターと管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約89a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ3ページ 5番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東へ約1.3km の範囲に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は由布市で認定を受けた認定農業者であり、申請地においてサカキを栽培予定です。農機具はトラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東へ約1.3km の範囲に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は電気発電事業を営む法人であり、申請地においてサカキが栽培される上部空間に営農型太陽光発電施設を設置する計画です。

	お配りした資料の写真をご覧ください。営農型太陽光発電施設の下で、先ほどの5番の案件のサカキの栽培を行うということです。それぞれ別の方が管理することになります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
9番筒井委員	サカキを植えるのも譲受人の法人ですか。
4番齊藤委員	別の方です。5番の案件の方がサカキを植えて栽培をして、6番の案件の法人が営農型太陽光発電施設を管理します。耕作放棄地を利用して行うということです。この案件が成功して軌道に乗れば、今後、他の場所でも同じように耕作放棄地の活用ができると期待しております。
議長	他に質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地はダイコン、レタスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、草刈機、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は37a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はトウモロコシ、アカジソが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてオクラ、タマネギ、トウモロコシを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、田植機、コンバイン、耕うん機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約60aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において牧草を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、

議長	トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約94a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を経済報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校から西へ約2.6km の距離に位置した農地であり、現地はキュウリ、スイカ、ピーマン、ゴーヤ、トウモロコシ、ナス、カボチャ、ネギ、クリ、モモ、ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の2筆ではジャガイモ、1筆ではキャベツを栽培予定です。農機具は耕うん機を2台、草刈機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を経済報告してください。

12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、桃園小学校から南東へ約550mの距離に位置した農地であり、現地はキュウリ、トマト、イチゴ、カボス、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から南西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地はトマト、ナス、キュウリ、スイカが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマトを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と

	地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は背丈程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は市外在住者で、申請地においてヤマイモを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しており、草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約82a となります。新規就農のため、地区審議会の呼び出しで聞き取りを行いました。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南西へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地はカキ、ユズ、ビワ、クリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてラッキョウ、カボチャ、クリ、カキ、ビワを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、管理機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約59a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 農地法第3条許可処分の取消願い 1番について事務局から報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。 こちらは令和6年4月10日の第1回定例総会にて許可した案件ですが、売買不成立となったため、取消願いの申し出がありました。 地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、佐賀関市民センターから西へ約3.5kmの距離に位置した農地であり、現地は既に宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものであり、既に着工済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ10ページ 一時転用許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	こちらは、3ページ 5番と6番の3条許可申請に関連した案件です。営農型太陽光発電施設の柱の部分だけを一時転用することになります。この一時転用を含めて一つの案件とお考えください。 土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、発電事業などを営む法人が営農型太陽光発電施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた、農業振興地域内の農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ11ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから南西へ約7.3km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、電気工事等の事業を営む法人が資材置場用地として利用するものであり、工事完了後は農地へ復元する計画です。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利

議長	用すべき土地として定められた、農業振興地域内の農地に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、取消願については許可取消しすることとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、12ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。
事務局	12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木ノ上地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約75a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、内植田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約

成立後の経営面積は約39a となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、東院地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主にトマト、キュウリを栽培予定の新規就農者です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（大分）とあわせて約37a となります。

13ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田原地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7.5ha となります。

14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、米良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主にサツマイモを栽培予定の新規就農者です。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐柳地区に位置した農地であり、現地の2筆はハウスが設置され、その他は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に二ヲを栽培する認定新規就農者で、申請地において二ヲを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約61a となります。

15ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であ

り、現地の3筆は露地野菜が栽培され、その他は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地・施設野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.3ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業（配分替）面積とあわせて約3.3ha となります。

16ページから17ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、嶺地区、門前地区、佐柳地区、戸次本町地区、尾津留地区、上冬田地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起等されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（鶴崎）とあわせて約11.7ha となります。

6番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、高城地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約93a となります。

18ページ 7番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契

約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11.8haとなります。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主にトマト、キュウリを栽培予定の新規就農者です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（植田）とあわせて約37aとなります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（大南）とあわせて約11.7haとなります。

20ページ 1番です。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。

21ページ 1番です。こちらからは配分権になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、森ノ木地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1haとなります。

22ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契

議長	約です。配分先は主に露地野菜を栽培する新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約24a となります。 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。申請地において主に露地野菜を栽培予定の新規就農者です。なお、契約成立後の経営面積は約4.2ha となります。 23ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区、楠木生地区に位置した農地であり、現地の2筆は露地野菜が栽培され、その他はハウスが建設中でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜、施設野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は中間管理事業同時申請分（大南）とあわせて約3.3ha となります。 24ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、久土地地区に位置した農地であり、現地は雑草が生えており、草刈りの最中でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する新規参入法人で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 （質問・意見なし）
----	--

議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、25ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。
事務局	25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容のうち1筆は1990年頃から法面として利用しており、その他は1990年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから北西へ約1.2km から2km の範囲に点在した農地であり、現地のうち1筆は法面として利用され、その他は耕作放棄により山林化していました。 26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1994年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から東へ約750m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容のうち1筆は1993年頃から、もう1筆は1998年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから西へ約3.5km の距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1963年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から東へ約100m の距離に位置し

	た農地であり、現地は宅地として利用されていました。 27ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1926年頃から道路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は道路として利用されていました。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。 申請内容は1995年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。 各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、先ほど採決した25ページ 2番を除く、第3号議案について採決します。 第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。 次に、28ページ 第4号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取り消し 1番について、事務局から報告してください。
事務局	28ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで

	す。こちらは令和5年に利用状況調査を行い、令和5年12月11日に開催された第33回定例総会議案にて非農地決定をいただいておりますが、申請者より耕作目的で農地を整備したため、非農地決定を取り消していただきたいとの申し出がありました。今回の現地調査の結果、農地として復元されておりました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、非農地決定を取り消しすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定の取消とします。 次は、29ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。
事務局	29ページから31ページです。農地法第3条の3の届出で、相続または時効取得により農地を取得した届出が、合計で8件出ています。 32ページから34ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で9件出ています。 35ページから39ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で49件出ています。

	40ページから43ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で7件出ています。 最後は、44ページです。農地について条件付権利の仮登記についてで、市街化区域内農地において令和7年5月23日に仮登記が設定されたという通知が、1件出ています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	その他協議事項について、事務局から何かありますか。
事務局	お配りした資料をご覧ください。全国農業新聞購読料の改定についてです。先日、大分県農業会議より連絡がありまして、全国農業新聞の値上げをするということです。値上げの時期は来年の令和8年4月からで、値上げの金額は紙版が200円の値上げで月額700円から900円に改定、あわせて電子版も200円の値上げで月額500円から700円に改定となります。現在、皆さん紙版をご購読されていますので、来年の4月から月額900円になります。また、料金改定のお知らせについては、令和8年1月9日付紙面の1面にて周知をするとのことです。 今回、200円の値上げということですが、皆さんのご負担、また皆さんが購読のお願いをしている方へのご負担を考えると安いものではないと考えております。そこで今後の対応について、事務局から提案がござい ます。資料の下の部分をご覧ください。大分市農業委員会としての今後の対応ですが、来年の4月の改定に伴い、改めて購読者数の見直しを行いたいと思っております。来年4月から農業委員さんに関しては現行最低6部のお願いをしているところを5部、推進委員さんに関しては現行最低4部のお願いをしているところを3部にさせていただくことで、現在のご負担程度の金額に抑えたいと考えております。このように農業委員さんと推進委員さんの最低購読部数の基準を決めさせていただいたう

	で、改めて令和8年度からの購読部数、宛先、支払い方法を出していた だきたいと思っております。また、支払い方法に関して事務局からの直 接請求をされている方もいるかと思いますが、可能であれば、報酬控除 もしくは口座振替に切り替えていただければと思っております。推進委 員さんを含めたすべての委員さんへの周知に関しては、来月の地区審議 会にて皆さんにお知らせをして、購読申込書に関しては、9月の地区審 議会までにご提出をお願いしたいと考えております。この内容につい て、ご意見等ありましたらお願いいたします。
議長	事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。
9番筒井委員	電子版の申し込みは可能ですか。
事務局	電子版の申し込みも可能です。ただし、電子版になった場合の手続きは 事務局ではできませんので、申し込みから支払い方法の設定等、すべて 個人でしていただくことになります。電子版で申し込みをされる場合 は、購読部数の確認を行うため、事務局へ連絡をお願いいたします。
14番村上委員	購読申込書を改めて提出するということですが、今まで購読していた方 は、「中止」で書かないといけないのですか。
事務局	今まで購読していた方を「中止」として記入していただかなくても大丈 夫です。
議長	それでは、来年度から事務局の提案内容で対応をしていくということ でよろしいでしょうか。 (異議なし)
事務局	ありがとうございます。来月の地区審議会で皆さんに改めてお願いをし

議長	たいと思います。 他に質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第16回定例総会を閉会します。